

静岡文化芸術大学学生部長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学生部長（以下「学生部長」という。）の任期及び選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学生部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第3条第1項第2号に該当する場合は、その限りではない。

(選任の事由)

第3条 学生部長の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長の職にある者が定年退職するとき。
- (3) 学生部長が辞任したとき。
- (4) 学生部長が前各号以外の理由で欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 学生部長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第1号及び第2号による場合は、任期満了又は定年退職の30日以前に行う。
- (2) 前条第3号及び第4号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考及び任命)

第5条 学長は、静岡文化芸術大学の職員のうちから学生部長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

2 理事長は、前項の申出に基づき学生部長を任命し、役員会に報告する。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規則の制定後最初に行われる学生部長の任命については、第5条に規定する選考
手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行する。